

社会福祉法人米原市社会福祉協議会
まいばらコラボチャレンジ事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、自治会、福祉事業所、社会福祉法人、NPO、ボランティアグループ、学校、企業、個人等（以下「団体等」という。）が協働し、米原市における多様な福祉課題を解決するために、広域的な取り組みや様々な団体等との協働により取り組む事業の経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付の対象)

第2条 この補助金は次に掲げる（１）～（４）に該当する米原市内における地域福祉を推進する事業等に対し交付するものとする。

- （１） 2団体以上がそれぞれの団体の役割を發揮しながら協働する事業
- （２） （１）の協働する構成団体のうち1団体以上が米原市内に拠点を持つ団体が取り組む事業
- （３） （１）の協働する構成団体に学校、企業、個人がある場合は、他の構成団体はそれ以外である事業
- （４） その他、本会会長が適当と認めた事業等

(補助対象期間)

第3条 この補助は、当該年度の4月1日から3月31日の間に実施する活動を対象とする。

(補助金の金額)

第4条 補助金の金額は年間50万円、3年間で総額100万円を上限とする。ただし、総事業費の3/4を上限とする。

(補助金交付申請及び請求)

第5条 補助金を受けようとする団体等の代表者は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会まいばらコラボチャレンジ事業交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる（１）～（３）の書類を添えて、事業当該年度の6月末日までに本会会長に提出するものとする。

- （１） 事業計画書（様式第1号-2）
- （２） 会則・規約など
- （３） 役員・グループ員名簿

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 本会は、前条の申請があった場合においては、本会において以下の項目を勘案し、当該申請書の審査及び必要に応じて調査等を行い、適当と認めたときは、まいばらコラボチャレンジ事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- （１） 地域福祉の課題を解決するモデルとして他の地域や団体等に広がる可能性（波及効果）。
- （２） 補助金を受けた期間後も活動が発展的に続く可能性（継続性）。

(3) 社会福祉向上のため、既存の活動以外に新しい活動を展開しようとしているもの。

2 本会会長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払いにより交付することができる。

(変更の届出)

第7条 補助金を受ける団体等の代表者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにまいばらコラボチャレンジ事業補助金変更届出書(様式第4号)を本会に提出し、本会会長の指示を受けなければならない。

- (1) 事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合
- (2) 事業の中止、又は廃止する場合
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

(事業実績報告書の提出)

第8条 補助金事業が完了したときは、社会福祉法人米原市社会福祉協議会まいばらコラボチャレンジ事業補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる(1)～(2)の書類を添えて、事業実施年度の翌年度の5月末日までに、本会会長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書(様式3号-2)
- (2) その他、活動の内容がわかる資料(発行物・写真など)

(事業内容の公開)

第9条 本会会長は、補助事業の内容について、本会または本会が認める団体が作成する広報物、ウェブサイト等で公開するほか、本会会長が適当と認めた関係機関へ情報提供することができる。

付則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。